

○埤町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱

(平成 30 年 9 月 26 日訓令第 14 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、町の発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模工事の施工に際して、資金や技術力等を結集すること等により工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(共同企業体結成の原則)

第 3 条 共同企業体の結成に当たっては、資金や技術力等の結集により、企業単体による施工に比べ安定的な施工ができると認められるなど適正な範囲にとどめるものとする。

(対象工事)

第 4 条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる発注種別ごとにそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のものとする。

- (1) 一般土木工事 3 億円
- (2) 建築工事 3 億円
- (3) その他工事 1 億円

(構成員の数)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として 2 者又は 3 者とする。

(構成員の要件)

第 6 条 対象工事について、特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 対象工事に係る工事種別において、町の工事等入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 埤町建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成 23 年訓令第 19 号。以下「制限措置要綱」という。)の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) その他必要に応じて定める要件

(構成員の組合せ)

第 7 条 対象工事について、特定建設工事共同企業体構成員の組合せは、前条の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たす者の組合せとする。

(1) 等級別格付区分の最上位等級に格付される者同士の組合せ又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が第2順位の等級に格付されている者によるものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)及びその他の構成員については、それぞれ次に掲げる施工実績を有する者の組合せとなること。

ア 代表者にあつては、同種工事について、元請としての実績

イ その他の構成員にあつては、同種工事の一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、又は同種工事について下請としての施工実績

(3) その他必要に応じて町長が定める要件を満たす者の組合せとなること。

(代表者)

第8条 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。なお、最大であるものの出資割合が同じ場合にあつては、施工能力の大きい者を代表者とする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、それぞれ当該各号に定める割合以上であるものとする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

(構成員となり得る者への周知等)

第10条 対象工事の入札を行う町長は、特定建設工事共同企業体により施工可能である旨や入札参加資格の要件について、入札に関する公告により周知するものとする。

(入札参加資格確認申請等)

第11条 対象工事の入札に参加しようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、指定された期日までに次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(埴町条件付一般競争入札実施要綱(平成27年告示第27号)に定める様式第3号)

(2) 特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号)

(3) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)の写し

(4) 代表者が他の構成員から入札に関する一切の権限を委任されている旨の委任状(様式第3号)

(5) その他町長が必要と認めた書類

(解散の時期)

第12条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(特定建設業の許可の有無)

第 13 条 特定建設工事共同企業体が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 2 条に定める金額以上となる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち 1 者以上が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。）第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

(編成表等の提出)

第 14 条 工事を施工する特定建設工事共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に建設工事共同企業体編成表（様式第 4 号）に準じ、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を工事執行権者に提出するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第 15 条 特定建設工事共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成の義務を負うものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、当該工事の契約権者は、残存構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請書（様式第 5 号）を提出させ、あらたな建設業者を当該特定建設工事共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(埴町建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

- 2 埴町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和 57 年埴町制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日の前日において、現に旧埴町建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定により共同企業体を結成している者は、この要綱に基づく共同企業体を結成しているものとみなす。